

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 22 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720018

研究課題名(和文) 内部告発の多角的分析を通じた「規範性の境界」に関する哲学的研究

研究課題名(英文) A Philosophical Research on the Boundary of Normativity with Analyzing Whistleblowing

研究代表者

奥田 太郎 (OKUDA, Taro)

南山大学・人文学部・准教授

研究者番号：20367725

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、内部告発の研究を通じて、規範性一般の内部と外部とを分かつ境界がどのような性質のものであり、いかなる条件によってそれが成立するのか、という規範性の境界問題に答えることを目指して実施された。結論は以下の通り。(1)われわれが内部告発を行ないうる規範的な存在者であるためには、現在明示的に属する規範の境界の向こう側に参照可能な新たな規範が常に存在していなければならない。(2)そうした境界は、歴史的な来歴をもつそれ以外に出られない岩盤としての倫理を共有する限りで成立しうる。

研究成果の概要(英文)：The aim of this project was to investigate the nature of the boundary of normativity through a study of whistleblowing. Philosophical inquiries into the nature of the boundary that divides normativity between its inside and its outside and into the conditions that make it come into existence were conducted. It is concluded that (1) if we are the normative beings that are able to blow the whistle, it is possible for us to find some new referable norm beyond the border of a current given norm; (2) such a boundary exists, if and only if we share the ethical norm as bedrock which has a history and that it is impossible for us to leave.

研究分野：哲学、倫理学、応用倫理学

キーワード：規範性の境界 内部告発 自然主義 当事者性

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者が内部告発研究を始めた当初、内部告発の倫理的正当化の条件を探究するという従来型の研究を遂行していたが、その中で、内部告発の正しさを示すことよりも、内部告発に対して根強く向けられる抵抗感の正体を探ることに関心が移行することになった。2010年に発表した論考「内部告発の倫理的次元」では、内部告発の哲学的分析を通じてその倫理的次元を明確にした。そこで焦点化されたのは、組織の内部と外部および規範の内部と外部に関わる規範性の境界のダイナミズムであった。この問題の焦点化は、内部告発という具体的なテーマに対して秘密と公開という特定の視座を置いた上で分析的な研究を行なった結果、初めてもたらされたものである。また、その中で、それがもちうる理論的射程は、広く規範性の境界問題一般に及び、という見通しも得られた。他方、規範性の境界問題それ自体に本格的に取り組むには、内部告発という入口から明らかにし得た見解が不可欠であるとは言え、そのみでは不十分であることもまた確かである。そこで、内部告発という具体的なテーマから規範性の境界問題にさらに深く取り組むだけでなく、これまでの規範性の境界問題に関する哲学的研究の蓄積、および、社会心理学などの実証研究の成果の哲学的分析などをも加味する必要がある、と考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究では、内部告発という具体的なテーマを哲学的に研究することを通じて、最終的には、規範性一般の内部と外部とを分かつ境界がどのような性質のものであり、いかなる条件によってそれが成立するのか、という規範性の境界問題に答えることが目指される。そのために、内部告発に関する実証研究の成果を踏まえながら、内部告発の哲学的分析をさらに精緻なものとすると同時に、規範性に関する哲学的な先行研究を踏まえながら、規範性の境界の性質を解明するうえで内部告発研究経路の分析では不十分な点について明らかにする。たとえば、普遍化可能性の規範的含意について改めて検討する。

3. 研究の方法

本研究では、基本的に、収集した文献の読解と解釈を通じて得られた問題理解をもとに、概念的な分析を行なうことを通じて、新たな問題理解の枠組みを練り上げる、という通常の哲学研究の方法が用いられている。

具体的には、以下の通りである。一方で、公益通報者保護法に関する状況調査結果や検討報告書の収集と分析、内部告発関連裁判についての調査を通じて、内部告発と法制度をめぐる実態の把握を行なう。同時に、内部告発に関する倫理的な研究文献を収集し、論点を整理して問題を分析する。他方で、規

範性に関する哲学的議論に触れる関連文献を収集し、そこでの議論を参照しながら、問題整理を行なう。

4. 研究成果

本研究が取り組んだ規範性の境界問題とは、規範性一般の内部と外部とを分かつ境界がどのような性質のものであるのか、いかなる条件によってそれが成立するのか、を問うものである。

規範性の哲学的研究については、英米圏の分析的なアプローチによるものの蓄積がある。たとえば、2007年のRalph Wedgwood, *The Nature of Normativity* (Oxford University Press)では、それまでのメタ倫理学における議論を踏まえつつ、規範的言説の意味論、規範的真理の形而上学、規範的信念の認識論がそれぞれ探究されている。規範性の問題は、昨今、理由という観点から分析されることが多く、多くの先行研究は、理由や合理性との関わりで規範性の核心を捉えようとしている。

しかし、これらの従来型のアプローチでは、規範性の本性を明らかにしようとするあまり、規範性の境界の性質を問う問題圏については、極端な例外事例として処理されたり、経験的には重要だが概念的には合理性に回収可能なものとして取り扱われたりするなど、それ自体を主題化して本格的に取り組まれてはこなかったように思われる。確かに、そうした研究は、合理性という規範性の一側面の特徴について明らかにしているかもしれないが、しかし、地と図が反転するように規範性の境界が浮き彫りになる事態をつかまえないまま規範性の核心が明らかになったと言うことはできない。規範性の境界問題への従来の取り組みは、既存の哲学的な道具立てを丁寧な用いて、既存の哲学的な議論の延長線上で問われた技術的な回答しか提示し得ていないかもしれない。より哲学的に深く規範性を問うためには、まさに規範性の境界が実際に浮き彫りになる具体的な問題、たとえば、内部告発について考察することが有益である。

内部告発の研究は、従来、主としてビジネス倫理の領域で進められてきた。そこで主流となっているのは、社会心理学の方法を用いた経営学的な実証研究である。たとえば、もはや内部告発研究では古典的な著作であるMarcia P. Miceli and Janet P. Near, *Blowing the Whistle: The Organizational and Legal Implications for Companies and Employees* (Lexington Books, 1992)などがある。しかし、専門性の制約上当然ながら、そこでの考察は、私たちが日常的に依拠している常識的な規範意識を反省的に捉える視座からのものではない。しかし、内部告発なるものが私たちの日常生活に対してもつ意味を考える上では、日常的には見えてこない規範性の境界の存在を浮き彫りにする側面を捉えるこ

とが必要である。たとえば、C. Fred Alford, *Whistleblowers: Broken Lives and Organizational Power* (Cornell University Press, 2001)は、内部告発ではなく内部告発者自身に注目し、質的研究に基づく物語分析と権力分析を用いた研究によって、規範性の境界問題を剔出する試みを展開している。本研究は、広くは、この研究に触発され、それをさらに展開させようと試みたものである。

そうした方向での研究のための足がかりとして、研究代表者の論考「内部告発の倫理的次元」(『社会と倫理』第24号、2010年、201-215頁)での議論を再び整理し直し、加筆修正の上、“Whistleblowing as a Human Condition: A New Philosophical Approach to Boundaries of Normativity”として改訂執筆を行なった。この論考は現在のところ英語では未公刊だが、ルーマニア語に翻訳され、ブカレスト大学から出版された *Filosofia Japoneza Azi* に収録された論文“*Avertizarea de integritate ca si conditie umana: o noua abordare filosofica a limitelor normativitatii*”として発表されている。この論考での結論は、われわれが人間であるためには、現在明示的に属する規範の境界の向こう側に参照可能な新たな規範が常に存在していなければならない、というものであった。

この知見をさまざまな形で問い直すべく、論考「人道支援を支えるのは博愛か偏愛か」(『社会と倫理』第28号、2013年、149-159頁)では、「人道支援」という利他的なものとして捉えられている営みの中に、原理上、博愛の原理と偏愛の原理という2つの異なる規範性の境界をもつものが同居していることを概念的な分析を通じて明らかにした。この論考での結論は以下の通りである。人道支援とは、「分け隔て」をせざるを得ない制約の中で初めて可能となる、許容可能な選択肢を探る行為に他ならない。そこでは、「分け隔てなく」が不可能なままに理想として据え置かれ、同時に、より適切な「分け隔て」が追求される。いわば、始めから無理だとわかっているのを承知でそれでもなお何かをしたい、という有限性の自覚のもとでの博愛的偏愛というパラドキシカルな境界的規範性によって、人道支援の倫理は支えられている。

人道支援に関する上記論考では、論述の視点は人道支援を行なう当事者に置かれていたが、規範に関わる問題提起や議論を行なうのは、必ずしも問題の当事者ではない。もう少し厳密に言えば、人道支援について論ずる者は、それを論じている時点で人道支援の当事者ではない。倫理的なものについて論ずるといった営みにおいては、そうした当事者性の問題が、まさに規範性の境界を浮き彫りにする問題として立ち上がってくる。

論考「当事と他事の間で生き方を問う倫理学」(『倫理学年報』第63集、2014年、8-17

頁)では、当事者(ある問題に直接関わりをもつ者)/非当事者(ある問題に直接関わりをもたない者)、および、当事(ある者にとって直接関わりのあること)/他事性(ある者にとって直接関わりのないこと)という四項から成る分析枠組みをもとに、応用倫理的な営みが原理的に、非当事者的当事性しかもちえないことを示した。さらに敷衍して、科学技術が社会の中に分離不可能な仕方で組み込まれた状況の中では、社会における倫理的な問いの多くは、多くの人びとにとって非当事者的当事として引き受ける他はなく、そこでは、倫理学者の当事者的当事性と生活者の非当事者的当事性との架橋可能性が要請されることになる、と論じた。ここでは、通常「現場」や「当事者」という言葉で語られている事柄について、当事/他事をめぐる規範性の境界という視点から分析が試みられている。

こうしたさまざまな形での規範性の境界問題を全体として下支えする岩盤となる倫理のあり方について論じたのが、中部哲学会シンポジウムでの報告「自然化の行き着く先としての倫理の非自然性」である。この報告では、規範の自然化を発生論的視点から試みる戸田山和久の議論を足がかりとして、本質的論争可能性によって展開する道徳の歴史性の把握を核とするデイヴィッド・ウィギンズの非自然主義的な道徳哲学の試みを理解枠組みとして用いながら、ヒュームの道徳哲学が、自然主義的な知的探求による道徳の把握が最終的にはそれを支える規範の非自然性に突き当たる、ということを示す試みであったという解釈を提示した。それによって、さまざまな形でわれわれが経験する規範性の境界問題を下支えする規範的岩盤のありかをわずかながらも解明しようと試みた。(この報告は、加筆修正の上、2015年中に論文として公刊される予定である。)

なお、ここで参照したデイヴィッド・ウィギンズについては、その主要論文を4編収録した翻訳書『ニーズ・価値・真理 ウィギンズ倫理学論文集』(勁草書房、2014年)を監訳者の一人として刊行した。

結果として、内部告発の研究そのものについては大きく進展させることはできなかったが、内部告発研究を通じて得られた哲学的知見に基づきながら、規範性の境界問題に関する研究は、当初考えていたよりも幅広いテーマに及ぶ形で進めることとなり、一定の成果を得る事ができた。

以上より、本研究の結論として得られた知見を集約すると以下ようになる。(1)われわれが内部告発を行ないうる規範的な存在者であるためには、現在明示的に属する規範の境界の向こう側に参照可能な新たな規範が常に存在していなければならない。(2)そうした境界は、歴史的な来歴をもつそれ以上外に出られない岩盤としての倫理を共有

する限りで成立しうる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

奥田太郎、「当事と他事の間で生き方を問う倫理学」、『倫理学年報』、査読無、第63集、2014年、8-17頁。

奥田太郎、「人道支援を支えるのは博愛か偏愛か」、『社会と倫理』、査読無、第28号、2013年、149-159頁。

奥田太郎、「災害廃棄物の倫理学への試論 負の財としての廃棄物から復興・減災を考える」、『哲学と現代』、査読無、第28号、2013年、78-97頁。

[学会発表](計5件)

奥田太郎、「自然化の行き着く先としての倫理の非自然性 戸田山からウィギンズ、そしてヒュームへ」、中部哲学会大会シンポジウム「自然主義と倫理」、2014年9月27日、豊田工業大学(愛知県名古屋市)

奥田太郎、「当事と他事の間で生き方を問う倫理学」、日本倫理学会第64回大会・共通課題、2013年10月6日、愛媛大学(愛媛県松山市)

奥田太郎、「共感から「正義」の話をしよう? ヒュームとスミスの政治哲学の可能性と限界」、ヒューム研究学会第24回例会、2013年9月6日、南山大学(愛知県名古屋市)

奥田太郎、「自己変容と自己変容の語りとの隔たり 中岡成文『試練と成熟: 自己変容の哲学』(大阪大学出版会)を読んで」、応用哲学会第5回年次研究大会・ワークショップ「語る倫理学、ためらう哲学 応用と臨床のあいだ」、2013年4月20日、南山大学(愛知県名古屋市)

奥田太郎、「人道支援の倫理 博愛か偏愛か」、日本国際政治学会、2012年10月21日、名古屋国際会議場(愛知県名古屋市)

[図書](計5件)

栗原隆、加藤尚武、小田部胤久、納富信留、山内志朗、鈴木光太郎、佐藤透、伊坂青司、座小田豊、阿部ふく子、松田純、奥田太郎、野家伸也、東北大学出版会、『生の倫理と世界の論理』、2015年、総頁362(奥田太郎担当289-308頁)。

犬塚元、木村俊道、安武真隆、安藤裕介、小林淑憲、奥田太郎、石川敬史、土井美徳、金慧、権左武志、岩波書店、『岩波講座 政治哲学2: 啓蒙・改革・革命』、2014年、総頁260(奥田太郎担当125-148頁)。

Akira Akabayashi, Tom L. Beauchamp, Daniel Challahan, Arthur Caplan, Norman Daniels, Tony Hope, Satoshi Kodama,

Shunzo Majima, Masahiro Morioka, Eisuke Nakazawa, Justin Oakley, Taro Okuda, Ingmar Persson, James Sabin, Julian Savulescu, Susumu Shimazono, Robert Sparrow, Keiichiro Yamamoto and more, Oxford University Press, *The Future of Bioethics: International Dialogues*, 2014, 786p.

Shunzo Majima, Emanuel-Mihail Socaciu, Yasuo Deguchi, Mitsuhiro Okada, Shigeru Taguchi, Tatsuya Kashiwabata, Naoyuki Shiono, Tomohiko Kondo, Makoto Suzuki, Masahiro Morioka, Tetsuji Iseda, Masaki Ichinose, Taro Okuda, Tsuyoshi Awaya, and Nobutsugu Kanzaki, Editura Universitatii din Bucuresti, *Filosofia Japaneza Azi*, 2013, 321p.

奥田太郎、ナカニシヤ出版、『倫理学という構え 応用倫理学原論』、2012年、総頁314。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

奥田 太郎 (OKUDA, Taro)

南山大学・人文学部・准教授

研究者番号: 24720018